

令和6年第3回（3月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月26日（月）午後1時30分
場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和6年第3回（3月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さんお疲れ様でございます。能登地震の影響ですが段々と実態がわかってきましたが、農業においてもかなり深刻な状況にあり、先般の新聞等を見ておりますと、耕作できる水田6割から7割程と出ておりましたが、相当まだまだわからない状況だと感じております。また、前月には果樹の関係で大田さんはぶどう部会の方からお声がかかりましたが、栗の選定をするものがない。栗の選定の支援、そして珠洲にりんごがありまして、りんごの選定につきましても、今またこれからいとう話もあります。非常に色々な形でのボランティアが、県内の中でも始まっている状況でございます。色々お話を聞いていますと、水は何とか確保できていても下水がまだ繋がっていないという所がかなりありまして、まだそこで生活することは大変だという事です。ボランティア自体まだ安心して行けるような状況ではないところが非常に多いということでございますし、体育館の中でテント張って寝ているとですが、物音が響いたり、夜は每晚結構冷えるそうです。ボランティアの方は、この様な中、一週間程泊まりとても大変な状況のようです。ボランティアの皆様が安心して行けるような状況はまだまだ厳しいように思います。また、先般私もかほく市の軽四ボランティアに参加してきました。1日だけですが、大崎と七窪へ行きブロック塀の壊れた処分や家財道具を処分するため運搬のお手伝いをしてきました。受入れ先は長蛇の列で大変混んでおりました。状況を見て見ますと特に大崎地区の皆様におかれましては本当にすごい状況がそのまま残っているというのが実感です。一日でも早く震災からの影響から脱却できるようになればいいというふうに思っております。そういう中での農作業も順調に始まりまして、田んぼ等は水を入れてみないと分からない等の問題もこれから出てくると思われます。これから農繁期に入りますので、早めにチェックしていきたいと思っております。いろいろこれからの対応が重要だと思っております。早速ですが、議案審議を始めたいと思っております。</p>

<p>欠席委員確認 議事録署名委員の指名</p>	<p>会 長</p>	<p>本日の欠席委員はありません。 それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 6番 高橋委員、 7番 竹田委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあられました、 6番 高橋委員 7番 竹田委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>議案第7号 農地法第3条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>それでは、「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>【議案第7号 整理番号1番から5番について朗読説明】 整理番号1番については、借り人は、県の耕稼塾を1年受講し、ぶどう農家で研修を受け、今回独立し就農されます。 整理番号2番については、申請地の隣接地でぶどうを共同で作られており、今回経営規模の拡大となります。 次に 整理番号3番については、震災により移住し住宅を取得、裏の農地も含め取得し家庭菜園として耕作されます。 整理番号4番については、譲り受人の住宅横であり耕作及び管理をされます。 整理番号5番については、今まで住宅近くで借り耕作しており、今回面積を拡大し耕作されます。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第3条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第3条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第7号整理番号1から5番の説明を終わります。</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>高橋委員 現地調査 本日、10時30分より私と竹田委員と事務局と現地調査に行ってきました。 ・整理番号1番 事務局から説明あったとおり、耕稼塾を出られた方がぶどう畑を探しており、去年まで耕作していたところであり、誰か耕作する方を探していたというので丁度マッチングしたことをお聞きしたのでいいと思います。</p>

<p>議案第 7 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>高橋委員現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号 2 番 横に大きなハウスが建っており、申請者がその場所にも同じようにハウスを建て、ぶどうを作ることを聞いています。問題ないかなと思います。 ・ 整理番号 3 番 震災により、住宅を失脚しており、住宅裏にある畑を家庭菜園として使用するということで問題はないと思います。 ・ 整理番号 4 番 申請地の横に住宅があり、その方が農地として使用するということで問題ないと思います。 ・ 整理番号 5 番 申請人のご家族が別の場所で畑をしており、そちらも手伝い、今回自分で畑をしたいという事で耕作管理をされるということなので問題ないと思います。以上です。
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理番号 1 番 竹田委員 今日一緒に現地調査してきました。事務局からも説明があったとおり、譲受人の方はうちにも研修にいられました。そのまま荒らさずに耕作されるので問題はないと思います。 ・ 整理番号 2 番 中村委員 ぶどうを作るという事で問題はないかと思っています。 ・ 整理番号 3 番 今本委員 住宅は少し手直しが必要ですが、裏の畑ですので問題はありません。 ・ 整理番号 4 番 今本委員 住宅横での耕作という事で今までも管理されていたことなので問題はありません。 ・ 整理番号 5 番 村井委員 この畑については、一昨年程前まで作付けされていましたが、去年頃から休耕となり少し草が生えていますが作付けすることで問題ないかなと思います。
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議案第 7 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	全員の挙手により、「議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。
議案第 8 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	続きまして、「議案第 8 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	<p>【議案 8 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番については、「水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の公衆用道路の沿道であり、500m 以内に 2 つ以上の公共施設が存在する」との理由により第 3 種農地と判断できます。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 8 号の説明を終わります</p>
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	<p>高橋委員現地調査</p> <p>・整理番号 1 番について確認してきました。田んぼの中といますか、横に一軒家が建っており許可できるのかなと思ったのですが、先程事務局からの説明のとおり許可基準に該当しており、農用地でもない所から問題ないと思います。</p>
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	<p>・整理番号 1 番 末廣委員</p> <p>今ご説明のとおり、現状向かいと隣に家が建っています。第 3 種農地ということで問題ないかなと思います。</p>
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 8 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。

議案第 9 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	<p>続きまして、「議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>【議案第 9 号 整理番号 1 番から 5 番についてを朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>議案第 9 号整理番号 1 番から 5 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。</p> <p>また、整理番号 1 番については、敷地内に舗装がされております。土地所有者が子供の頃住んでいた住宅が建っていた所で、2 年程前に壊されました。長年住宅が建っていた為、宅地だと思い込んでいました。今回娘夫婦の住宅建設計画により地目が畑であることが分かり、始末書が提出されております。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 9 号の説明を終わります</p>
	会 長	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	当番委員	<p>竹田委員現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 今説明がありましたとおり、今まで家が建っていてそれを壊して今回新しい家を建てようとしたときに、地目が畑だとわかり始末書を提出していますので、建てる分には問題ないと思います。 ・整理番号 2 番 ここも周りに農地はなく、住宅用地であり特に問題ないかと思えます。 ・整理番号 3 番 目的が宅地造成という事で全体の内の 3 筆が農地だという事で、ここも今住宅が多くて特に影響するようなものもないと思うので、良いと思います。 ・整理番号 4 番 ここは両隣に家があり、自宅ということで問題ないと思います。 ・整理番号 5 番 住宅地でありまして特に問題ないと思います。 <p>以上です。</p>
会 長	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>	

<p>議案第 9 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 前多委員 全面道路はとても狭いですが以前も住宅が建っていたことから全然問題はありません。 ・整理番号 2 番 中村委員 該当地は道路から低い土地で、耕作はしていませんがいつも草刈りをしていたところ。周りも住宅が建ってきていますので問題は無いかと思えます。 ・整理番号 3 番 中村委員 これは昨年度でした 3 条の案件としてあがっていたところではありますが、周りに家が建っており問題は無いかと思えます。 ・整理番号 4 番 長原委員 ここにつきましては、住宅地の中の農地ということで、また、先月に隣の土地でも申請が提出されておりましたが、問題は無いと思えます。 ・整理番号 5 番 長原委員 ここも住宅地の中の農地ということで、特に問題はないかと思えます。震災の影響があつて、被災を受けている方かなと思えますので、そういう形での新しい住宅だと思えます。
<p>議案第 10 号 かほく農業振 興地域整備計 画変更</p>	<p>会 長 会 長 会 長 事 務 局</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により「議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p> <p>続きまして、「議案第 10 号 かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます</p> <p>【整理番号 1 番から 2 番についてを朗読説明】</p> <p>本案件は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地である、農業専用の規制を外すものです。</p> <p>整理番号 1 番については、工場建設用地であります。受注量が増加傾向にあることから工場増設を計画しており、既存工場敷地内には増設できるスペースがないことから、新たに工場建設用地を求めたものです。</p> <p>整理番号 2 番については、白尾出身の方の自己住宅用地であります。今回兄夫婦の介護等により埼玉県より移住となります。</p> <p>現在、計画変更の公告縦覧期間中であることを補足いたします。</p> <p>以上で、議案第 10 号の説明を終わります。</p>


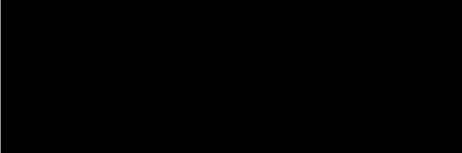

議案第 10 号 かほく農業振 興地域整備計 画変更	会 長	事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当られました委員さんより現地報告をお願いいたします。
	当番委員	竹田委員 現地報告 ・整理番号 1 番 以前ぶどう畑があったところですけども、事務局の説明のとおり、農地除外の条件に当てはまり、周辺には工場もあり農地への影響はないと思います。 ・整理番号 2 番 白尾の兄夫婦の介護があるということで、まあそこに自宅を建てたいという事なので特に問題はないと思います。
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 中村委員 この周辺は現在、工業団地化になりつつありますので、問題はないかなと思います。 ・整理番号 2 番 油野委員 現地を確認してきました。この地域は農振地域だと思うのですが、周りには耕作されていないところが多々あります。問題はないと思います。除外については厳しくなっていると聞いていますのでその辺りがクリアになれば問題ないと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 11 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認	会 長	全員の挙手により、「議案第 10 号かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」は原案のとおり意見決定いたします。
	会 長	続きまして、「議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【整理番号 1 番から 9 番についてを朗読説明】 整理番号 1 番から 9 番については、石川県農業開発公社との存続期間満了による再設定です。 農用地利用集積計画が本市基本構想に適合しており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 11 号の説明を終わります。

議案第 11 号 農業経営基盤 強化促進法に よる利用権設 定等の承認	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の承認」については原案のとおり承認いたします。
報 告	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
報第 4 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出	事 務 局	【報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明
報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規 定による通知 (合意解約)	事 務 局	【報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について】 朗読説明
	事 務 局	報告案件は以上です。
	会 長	以上で、第 3 回の議案審議については全て終了しました。
いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、 今月は農業委員 3 番・4 番・推進委員 C グループの方からご報告 をお願いします。
	当番委員	3 番 今本委員 先月の 28、29 日に東京で第 25 回全国農業人サミットに行つて来ま した。コロナにより 2、3 年中止でしたが、開催場所が去年の福井 県まで決まっていたが、その後全く決まっていなく今回東京に なりました。主催は、私どもの上部団体である全国農業会議であり ます。
		事例発表のなかで、熊本益城町の女性が社長の会社ですが、働き方 改革により表彰されました。そこは従業員のほとんどが女性で、1 年間育児で休んでも必ず復帰するという事です。令和 6 年度佐賀 県で開催されということ。以上です。

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	<p>4番 松本委員</p> <p>生産組合長へお話を聞きに伺いました。1月の地震によりポンプの試運転をし、今のところ異常はないという事でした。4月から農業が始まりパイプラインの水を流したとき、どこかで漏れている場所があるかもしれないということで、生産組合長さんより注意して欲しいというお話をされていまして。それと管轄の地区では、生産組合長交代します。また、去年の夏の水害や今年1月の地震において市内では農地被災されたところは結構ありますが、狩鹿野地区では災害があまりなくて、順調に4月から稲作作業に取り掛かれると思います。そして、3月22日石川県農業委員会女性協議会に参加して来ました。総会及び講演会に出席し役員交代はありません。講演会については、加賀野菜についてでした。以上です。</p>
	当番委員	<p>Cグループ推進委員 松原委員</p> <p>1月1日の地震の際は、液状化現象で被害に遭いましたが、皆様方から沢山の激励や応援を頂きまして本当にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。ここに参加している長原委員もおそらく全壊ということで現在避難しております。実は私も家がかたがり、修理の順番付いている状況です。おそらく集落で40軒程解体しないと駄目だという状況になっています。液状化現象というのは非常にややこしく隣との境界が分からない感じになっています。30・40cm横に擦れたり、上下に動いたりとてもややこしい状況です。大崎の畑は2字から7字までありまして、2字3字は住宅地に隣接しているところで地割れがあります。それから、5字6字の灌がい用水については、試験をしました全部大丈夫だと聞いております。ただ、貯水池のシートが破れて直さないといけない案件があります。そんな状況でご迷惑かけますが、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。</p>
	当番委員	<p>三嶋委員</p> <p>3月12日に認定農業者等農業委員の研修会に参加し、皆さんと意見交換をしてきました。能登半島地震の被害状況をお聞きしましたが、加賀からも稲作を心配している話が出ておりました。割当の事について、県の方では、特に主食米の量を減らすわけにはいかないと。飼料米等を主食米に変更できる所は大いに變更してほしいというお話でした。ただ、どれだけの量の見込みだとか、まだ十分に能登の耕作が把握できないことからはっきりしませんでした。ただ、石川県の主食米の量をしっかり確保して、全国的に石川県がなんとかやっているという姿を見せて欲しいというような要望がありました。私も地元組合の役員等へは伝えました。去年の7月大雨で激甚災害の指定を受け、1月の地震により工事関係者は地震の方</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	を重点的に入りましたので、大雨の災害箇所はまだ沢山あります。精力的に直して頂ける業者もおいでいますので、4月中旬頃までになんとか復旧できるように話していますが、出来ない箇所は諦めて進めていくしかありません。ただ、肥し関係を注文してありますので相当な金額が絡んできますので、今協議している段階です。以上です。
	当番委員	気谷委員 私も地震で申し訳ないのですが、内日角に長芋を作るための機械を入れて行ったときに、過去に残土を入れた所だと思いましたが、そこが地割れし、機械が重いのでそこにはまり大変苦労しました。色んな所で液状化し、共同墓地公園近くの元ライスセンターの側溝も砂が結構でていました。元々泥地で液状化が起きるかなという感じですが、砂が結構側溝の横から出ていまして、何処で何が起こるか分からないなと思いました。それと私事で申し訳ないのですが、私の妻の実家が珠洲にありまして、去年6月の地震で危険度判定黄色でした。今回の地震で赤紙になり完全に潰れてしまいました。現地に入りましたが、飯田から輪島へ行く道路の両脇はもう見るも無残な状況でした。以上です。
	当番委員	寺井委員 私は地震のことで、家が駄目になり家を建てたいとか土地を探しているこんな相談をもらいました。それと津幡町の農業委員はタブレットを使つとるということですが、かほく市でタブレットを使う予定はございましょうか。以上です。
	事務局	市に5台あります。先月講習会を行いました。システムの情報も古く、パトロールをする時には皆さんにお渡しして自分の担当地区を見て回って頂きたいと思っています。来年度から順次行いたいと考えています。また近隣の津幡町にお聞きして、またお伝えしたいと思っていますのでよろしくお願いします。
	会 長	あんまり間に合わないと思いました。実は借りて使用してみましたが、ほ場整備済みの所は航空写真と地番と古いので、全く使えませんしあんまり使い勝手はよくないと感じました。全国的にもそのような話が沢山あると思いますので、優良事例を見て参考に行えばと感じております。
末廣委員	この前説明会は休みましたが、農地ナビの取り扱いを息子達に任せていますが、かなり使えますね。あのタブレットでなくてもスマートフォンでも十分使えますし、地番や面積まで確認でき唯一公表していない所有者ですね。個人情報関係だと思いましたが、簡単に	

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>末廣委員 会 長</p>	<p>見られて農地管理について私は有意義かなと思いました。</p> <p>地番と面積だけ見るならそれでいいと思います。</p> <p>ありがとうございました。次回は、5番 前多委員、6番 高橋委員、来月はAグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>
<p>管内の情勢</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。</p>
	<p>村井委員</p>	<p>今年の天候は2月半ばぐらいまでは凄く天候も良く気温も高かったのですが、それ以降3月後半においては低温がずっと続いていたことで、若干農産物の生育が遅れているところですが、桜の開花も予想では若干遅れている事も考えますと、育苗の方も遅れるかなと感じていましたが、基本的に水稻は4月1日の出荷で計画を進めております。若干気温も少し上がってきているので少し安心していますが十分気を付けなければいけないと思っているところでございます。その他に、先程から若干お話が出ていますが、米の主食米作付けの関係がですけど、能登の面積は全く確定していないような感じで暫定的に能登を除く各市町の方に追加で主食米の面積が割り振られておまして、管内は約220ha 主食用米を確か作付け増加してもいいですよというような事でした。実際は補助制度により、これまでに飼料米を作って頂いたり、麦蕎麦を作って頂いたり、結構固定的に連作されている方がおります。220ha の内にどれぐらい元に戻せるかという話になりますと、うちの場合だと飼料米や転作部分も大体160ha ですから、全部作っても実際は足りないとそこにきて固定化されてきている転作の部分があり、復田をしない限り、220ha は出来ない想定しております。その中で米の価格ですが、昨年から大分上がっております。また来年の米の価格も上がってくるであろうという状況でございます。全国的に見ましても、農家数が減少し、それに伴って作付面積も全体的に減少することも考えますと、これから段々主食用米が不足していくような傾向にあるのかなと思っております。それから地震の関係ですが、農協では共済を取り扱っておりますが、管内では内灘から大崎にかけ被害が特にひどく、被害件数は全体で4,900件把握しております。その中で現在まで共済でお支払いしたのが2,600件、約31億お支払いをしております。55%程ですので全体では約60億になります。能登になりますと百何十億単位に予想され、石川県全体で現在345億の支払をしております。これで約45%ですから、約700億から800億の共済支払いになると思います。ただ、皆様のご存知のとおり共済ですので一つの農協だけで払えるはずもないので全国規模で進めていますので十分対応ができるということでございます。心配なさない</p>

管内の情勢	村井委員	で頂きたいと思っております。私からは以上です。
その他	会 長	<p>ありがとうございました。米も全体的には価格が上昇傾向にあることと、地震の話でございました。それではその他につきまして事務局よりお願いいたします。</p> <p>次回、4月の総会は、4月26日（金）午後1時30分からを予定しております。場所は、西フロア3階302会議室となります。現地調査の当番委員の方は、9番 末廣委員、10番 中村委員です。推進委員の方は、全員出席となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局長 今月（3月）の委員報酬は、4月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。 （職員の異動内示について） （総会後の懇親会について）</p>
閉 会	会 長	<p>他に何かございませんか。 無いようでしたら令和6年3回（3月）の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【14時50分終了】</p> <p>議事録署名委員</p> <p>会長 </p> <p>6番 </p> <p>7番 </p>